平成２２年（フ）第６５６号
奈良市北之庄西町１丁目３番地の２　ル・ヴァン・クレール102号
債務者　桑岡　　勇
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６０号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺北２丁目３番26号
債務者　光川　直志
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６６２号
奈良市都祁友田町840番地２、住民票上の住所奈良市都祁友田町921番地
債務者　當麻　和也
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６７７号
奈良県生駒市東菜畑１丁目178番地　コーポ五風203
債務者　井上志津子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６８２号
奈良県天理市東井戸堂町457―５　パセオノキＤ棟103号室、住民票上の住所奈良県天理市櫟本町2783番地98
債務者　杉山　　愛（旧姓佐藤・田端）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６７号
佐賀市駅前中央２丁目５番15―202号
債務者　石田千鶴子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４２号
佐賀県武雄市東川登町大字永野698番地
債務者　吉竹　和博
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１７号
長崎県対馬市厳原町今屋敷749番地　海宝ビル２階202号室、前住所長崎県対馬市厳原町大手橋1110番地
債務者　宮本美代子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２２年（フ）第７２３号
盛岡市仙北２丁目15番32号　佐藤アパート201号
債務者　小笠原幸子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７３５号
盛岡市清水町12番33―３Ｄ号、旧住所盛岡市東中野字五輪27番地４
債務者　吉田　由香
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１２６３号
さいたま市西区三橋６丁目1181番地４　３―405
債務者　吉村　正己
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４７号
埼玉県志木市本町６丁目４番18号　サニーハイツ１―102号
債務者　守澤　　肇
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４８号
埼玉県志木市本町６丁目４番18号　サニーハイツ１―102号
債務者　守澤　郁美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７２号
埼玉県上尾市大字小泉406番地106
債務者　日下部友美
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３８号
埼玉県鴻巣市本町４丁目３番28―302号　鴻巣駅前ビル
債務者　加藤美津子（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４９号
埼玉県川口市大字安行領根岸3018番地の８、旧住所埼玉県川口市芝１丁目20番22号
債務者　古矢百合子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７７号
埼玉県川口市芝５丁目３番17号　芝銀座ハイツ105号
債務者　佐藤　桂子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係